

紀南地域森林計画書

(紀南森林計画区)

計画期間 自 平成26年4月1日
至 平成36年3月31日

(平成30年2月変更)

和歌山県

紀南森林計画区

当該地域森林計画の変更は、平成30年4月1日にその効力を生ずるものとする。

1 「第1 計画の対象とする森林の区域」の一部を次のとおり変更する。

(単位 面積：h a)

| 区 分 | | 面 積 | 備 考 |
|-----|-------|---------------|--------|
| 総 数 | | 1 9 8 , 5 3 6 | △ 2 ha |
| 市 | 田辺市 | 8 2 , 9 3 0 | △ 0 ha |
| | 新宮市 | 2 1 , 3 6 4 | △ 0 ha |
| 町 | 白浜町 | 1 6 , 0 4 5 | △ 0 ha |
| | 上富田町 | 3 , 5 6 4 | |
| 村 | すさみ町 | 1 5 , 0 6 4 | |
| | 那智勝浦町 | 1 6 , 0 4 6 | △ 1 ha |
| 別 内 | 太地町 | 3 3 1 | △ 1 ha |
| | 古座川町 | 2 7 , 7 3 0 | △ 0 ha |
| 訳 | 北山村 | 4 , 0 9 2 | |
| | 串本町 | 1 1 , 3 7 0 | |

備考の数値は、変更前の対象森林面積に対する増減を示す。

- (注) 1. 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。
3. 森林計画図は和歌山県庁、西牟婁振興局、東牟婁振興局に備え付け閲覧に供する。

2 「第6-4 林道の開設又は拡張に関する計画」の一部を次のとおり変更する。

(単位 延長：m 面積：ha)

| 開設／ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 (市町村) | 路線名 | 延長 及び 箇所数 | 利用 区域 面積 | うち 前半 5年分 | 対図 番号 | 備考 |
|-----------|----|----|-------------|----------------|----------------------|----------------|-----------------|----------|----|
| 拡張 | 改良 | | 田辺市 | 小森1号 | 2,000 | 1,153 | ○ | 167 | 新規 |
| | | | 計 | (24路線) 25路線 | (98,311) 100,311 | | | | |
| | | | 合計 | (52路線) 53路線 | (184,066) 186,066 | | | | |

()内は変更前、裸書は変更後

その他の開設、拡張計画については、平成26年1月7日公表の地域森林計画及び平成29年1月10日公表の変更地域森林計画のとおり

3 「第6-6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期」の一部を別表のとおり変更する。

